



事業名	事業所給食モデル施設事業	事業区分：7) 特定給食 事業タイプ：ポピュレーションアプローチ型事業
-----	--------------	--

実施期間	平成17年度～18年度	 <p>ヘルシーメニューの検討・提供支援</p>  <p>食事バランスガイドを活用した健康情報の提供支援</p>
実施主体	群馬県健康福祉局保健予防課、県内保健福祉事務所	
人口規模	2,014,272人 (H19年4月1日現在)	
所在地	群馬県前橋市大手町1-1-1	

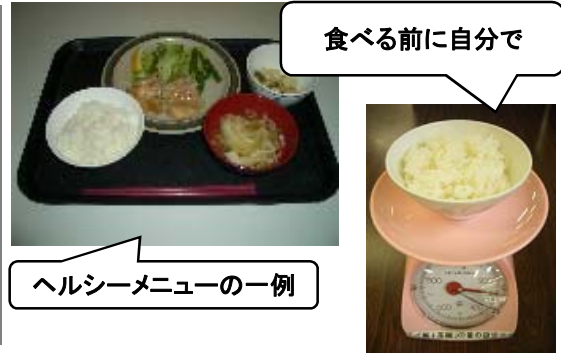
目的	働き盛りの人々の健康を支援するために、モデル的に事業所給食を通じた健康づくり事業の展開を図り、それを足がかりに他の給食施設への普及をおこない、健康づくりのための環境整備を行う。
実態把握	群馬県民健康・栄養調査 (H16年度実施) 結果より、40～60歳代の肥満者の割合が増加する等働き盛り世代における健康づくりに関する問題点の多いことがわかった。 健康増進法、同法施行規則及び県健康増進法施行細則に基づく特定給食施設指導結果及び特定給食施設実施状況報告書結果より、事業所給食施設における環境整備の必要があった。
目標	給食運営の充実、ヘルシーメニューの開発・提供、事業所内保健部門と給食部門と連携した事業の展開、喫食者への指導方法の習得、たばこ対策等の指導及び支援を行い、働き盛りの人々の健康を支援する。
評価項目 評価指標 評価手法 (評価手段)	「元気県ぐんま21」の目標の評価結果 県民健康・栄養調査結果 給食施設栄養管理報告書等
対象	県内各保健福祉事務所管内の事業所 (給食施設) で、「給食管理」及び「健康づくり事業」等に積極的に取り組みたいという意欲のある施設を選定
内容	①選定した事業所 (給食施設) に対し、各保健福祉事務所が具体的な指導を実施 健康増進法、食品衛生法、「元気県ぐんま21協力店」普及推進事業実施要領等に基づき、各施設の実情を考慮し、各施設担当者と十分協議しながら指導を実施。指導内容は、給食運営の充実、ヘルシーメニューの開発、喫食者指導、たばこ対策、事業所内保健部門と連携した指導等の支援とした。 ②事例集の作成、配布 各保健福祉事務所での指導過程を事例集としてまとめ、県内の他の事業所へ配布した。
成果	健康管理部門と連携したモデル的な事業の展開により、喫食者への健康づくり (肥満対策等) に関する知識の普及や意識の向上、今後の事業所内給食部門と健康管理部門と連携した取り組みへのきっかけづくりを行うことができた。 また、喫食者への指導方法、ヘルシーメニュー開発、情報提供等を指導することにより、今後の事業所での自発的な取り組みを支援することができ、環境整備を行うことができた。
連携・地域への広がり	・事例集を配布したこと等により、他の事業所から本事業の対象としての希望や問い合わせがあった。 ・平成19年度は、給食施設以外の事業所も対象として、肥満予防対策を目的として事業を実施することとした。
課題	健康管理部門や事業所全体を巻きこんでの事業展開には労力や時間がかかるが、多くの事業所で健康づくりのための取り組みが実施できるよう今後の給食施設指導を通じて支援することが必要である。 今後は、運動についても取り入れ、食生活と運動習慣のバランスについての情報提供やメタボリックシンドロームの概念を導入した事業の展開が重要である。
その他	

工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度からの「特定健診・保健指導」にも繋がるよう、「食事バランスガイド」を利用してモデル的に事業を実施し、簡単にわかりやすく喫食者に情報提供できるようにした。 様々な取り組みを支援することにより、従業員の健康管理が重要であることを事業所に気づいてもらえるようにした。
-------	---

キーワード：給食部門と健康管理部門の連携

事業名	事業所給食施設に対する支援事業	事業区分：7) 特定給食
		事業タイプ：1) ポピュレーションアプローチ型事業

実施期間	平成18年度～
実施主体	千葉県市原健康福祉センター〔市原保健所〕
人口規模	280, 216人 (H20.6.1現在)
所在地	千葉県市原市五井1309

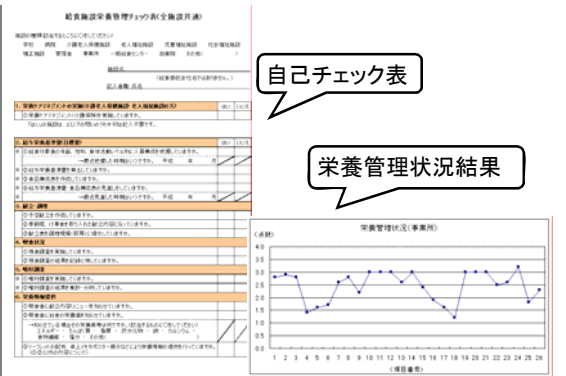


目的	働き盛りの世代を対象としている事業所給食施設において、メタボリックシンドローム予防や健康づくりを目指した栄養管理が自ら実施できるよう、健康福祉センターが体制整備を支援する。
実態把握	平成16年国民健康・栄養調査の結果から、メタボリックシンドロームの疑い及び予備群が男女共に40歳以上で特に高くなっていることから、その予防に直接アプローチできる事業所給食施設に対して事業を実施することとなった。 また、千葉県給食施設指導要綱に基づく報告書の事業所給食施設の栄養管理実施状況結果を踏まえて、事業を実施した。
目標	事業所給食施設でのメタボリックシンドローム予防のために給食運営における体制づくりを整備するとともに、給食利用者に対する健康・栄養情報の提供を推進する。
評価項目 評価指標 評価手法 (評価手段)	事業所給食施設栄養管理実態調査のアンケートの項目 平成16年国民健康・栄養調査結果 事業所給食施設栄養管理実態調査のアンケートの集計・分析
対象	市原保健所管内のモデル事業所給食施設 I 事業所 市原保健所管内事業所・寄宿舎給食施設 49施設
内容	1 モデル事業所給食施設に対する支援事業 (平成18年～) ①事業所給食施設栄養管理実態調査から I 事業所・給食委託会社・保健所で課題を共有し、改善方法を検討した。 ②メタボリックシンドローム予防推進に向けた体制づくりのための会議に、オブザーバーとして出席した。 ③事業所等給食施設を対象とした研修会の開催、及び健康・栄養情報を提供した。 2 市原保健所事業所給食施設栄養管理実態調査 (平成19年～) 市原保健所管内事業所・寄宿舎給食施設に対して、アンケートによる実態調査を実施した。
成果	1 モデル事業所給食施設に対する支援事業を実施したことにより、給食管理部門と健康管理部門が連携した会議を開催し、従業員の健康管理のために連携して取り組むこととなった。その後、この会議の経過報告が、管理者の認識を深めることにつながった。また、施設側から給食委託側に従業員の健診結果が情報提供されることになり、ヘルシーメニューが毎日導入され、従業員の健康・栄養情報の提供が効果的に実施されることとなった。(ヘルシーメニューは、昼食全体の27.0%を提供するまでに至った。)更に、これらのことを踏まえて副所長をヘッドとして「健康増進プロジェクト」を組織し、食事・運動・生活習慣を改善し、健康増進活動の推進に向けた専任部署を設置するようになった。 2 市原保健所事業所給食施設栄養管理実態調査から、給食管理部門と健康管理部門の連携や、施設側から給食委託会社等への健診結果等の従業員の健康状態の情報提供が不十分であるという、管内事業所の実態を把握することができた。
連携・地域への拡がり	管理者及び従業員対象の事業所給食施設研修会の際に、I 事業所からモデル事業所給食施設に対する支援事業の結果を説明し、保健所からは市原保健所事業所給食施設の栄養管理実態調査の結果を説明して、管内の全ての事業所給食施設でメタボリックシンドローム予防推進に向けた体制が整えられるよう支援を実施することとなった。
課題	保健所として I 事業所への継続的な支援をすると共に、管内の全事業所給食施設での体制の整備を推進するため、毎年、事業所給食施設栄養管理実態調査を実施する予定である。これにより、事業所全体及びそれぞれの事業所の状況を把握しながら、事業所の状況に合わせた継続的な支援をすることが課題である。
その他	
工夫した点	・事業所の給食管理部門と健康管理部門、給食委託会社、保健所で課題を共有し、改善方法を検討したこと。 ・給食管理者及び従事者別に対象に応じた内容で、モデル事業所給食施設に対する支援事業の結果と事業所給食施設の栄養管理実態調査の結果を説明し、研修会を実施できたこと。

キーワード：給食管理部門と健康管理部門の連携を通して、管理者の認識を深める

事業名	給食施設栄養管理指導	事業区分：7) 特定給食 事業タイプ：ポピュレーションアプローチ型事業
-----	-------------------	--

実施期間	平成17年度～19年度
実施主体	滋賀県大津保健所
人口規模	330,082人(H20.6.1現在)
所在地	大津市におの浜四丁目4-5



給食施設栄養管理チェック表(全施設共通)

自己チェック表

栄養管理状況結果

栄養管理状況(事業用)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
点数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5

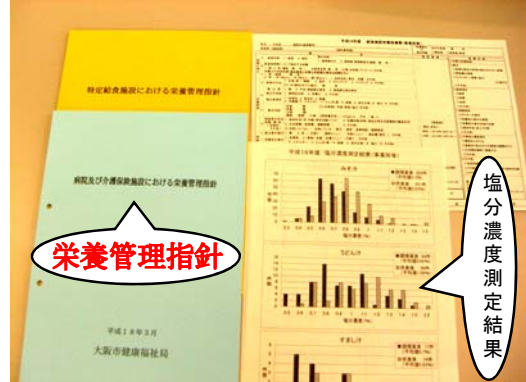
目的	保健所栄養指導員が健康増進法に基づき給食施設指導を行うことにより、給食施設における栄養管理の実施と喫食者の健康の維持増進を図る。
実態把握	①給食施設の巡回指導を行い、滋賀県給食施設指導マニュアルの指導票により栄養管理実施内容について点数化する。 ②巡回指導結果の経年変化をみる。 ③栄養管理実施状況について各施設が自己チェックする。
目標	①自己チェック表の記入により、施設の栄養管理について、自己管理ができるようになる。 ②保健所の給食施設巡回指導を受けることにより施設における栄養管理が改善できる。 ③栄養指導員による給食施設指導の必要性和その効果について評価する。
評価項目 評価指標 評価手法 (評価手段)	滋賀県給食施設指導マニュアルに定めている指導票により施設における栄養管理実施状況について点数化した。また、巡回指導実施の有無による栄養管理実施状況の変化について検討した。栄養管理の実施および書類の有無については自己チェック表を各施設で記入してもらった。
対象	大津保健所管内特定給食施設および多数給食施設（滋賀県特定給食施設等指導実施要綱に基づく施設）
内容	給食施設指導の結果から施設における取り組み状況の変化についてまとめることにより、保健所の栄養指導員による個別（巡回）指導の必要性について評価した。 また、給食施設が自主的に栄養管理実施状況についてチェック確認することにより施設が自己管理できる方法について試みた。
成果	①給食施設指導の結果から施設における取り組み状況の変化についてまとめることにより、保健所の栄養指導員による個別（巡回）指導の必要性について確認できた。 ②給食施設が自主的に栄養管理実施状況についてチェック確認することにより施設が自己チェックできた。
連携・地域への拡がり	自己管理や巡回指導を行うことにより栄養管理実施状況について出てきた課題等については研修会（集団指導）において検討し、給食施設の情報交換にもなり栄養管理の向上につながった。
課題	栄養管理自己チェック表の記入は、誰でも記入できる内容（管理栄養士・栄養士でなくても）としたが、記入者により現状とは異なる回答になっている場合も見られた。 また、その実施内容に関する具体的な確認については栄養指導員が計画的に巡回指導を行う必要がある。
その他	

工夫した点 給食施設において栄養管理に必要な書類の整備や実施状況（実施の有無等）など基本的事項については自己チェック表で確認できるようにし、具体的実施状況については栄養指導員の巡回指導等において内容確認ができるようにした。

キーワード： 給食施設における喫食者の栄養管理

	特定給食施設指導事業	事業区分： 7) 特定給食
		事業タイプ： 1) ポピュレーションアプローチ型事業

実施期間	平成5年度～
実施主体	大阪市保健所 保健総務担当(健康栄養)
人口規模	264万人 (H19.6.1現在)
所在地	大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000



目的	給食施設を的確に把握し、施設管理者及び関係者等に対して適切な給食の運営・栄養管理等について指導を行い、喫食者の栄養状態の改善に努めることにより市民の健康の保持増進を図る。
実態把握	健康増進法及び同法施行細則に基づく各種届出による給食施設状況及び栄養管理状況の把握 栄養士未配置施設への巡回指導
目標	適正な栄養管理、衛生管理の実施により喫食者の健康増進及び生活習慣病予防に資する。 給食講演会・喫食者指導教室を通じて情報を提供し、健康づくりに関する意識の向上を図る。
評価項目	すこやか大阪21の「栄養・食生活」の項目 (脂肪エネルギー比、食塩摂取量の減少、栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供等)
評価指標	すこやか大阪21の「栄養・食生活」の目標値
評価手法	栄養管理報告書及び給食施設栄養指導票の集計・分析
評価手段	研修会参加状況及びアンケートの集計・分析
対象	市内特定給食施設(1回50食以上の給食施設を含む) 1380施設
内容	①巡回指導…栄養士未配置施設(事業所、学校、保育所等)512施設に対し、指導票による指導と汁ものの塩分濃度測定やポスター配付により健康情報の提供を行う。また、病院立入検査(199施設)、老人保健施設実地指導(59施設)、特別養護施設監査(88施設)に同行し、チェックリストや指導票を使って指導を行う。 ②研修会の実施…大阪府・堺市・東大阪市・高槻市と合同で、対象施設別(病院・老健施設とそれ以外)に年2回開催。本市独自では食生活教育等の充実を図り、喫食者の健康増進につなげるために、事業所給食施設の管理者及び担当者に対して喫食者指導教室を開催 ③各種届出、報告書の整備、台帳管理 ④管理栄養士必置施設に対する助言指導
成果	①巡回指導…指導票の充実により継続的な指導が行われ、喫煙対策や減塩指導は一定の成果がうかがわれる。 ②研修関係…定期的な研修会の開催により、新しい情報・知識の普及を図り、事例紹介等を取り入れることで更に理解を深めることができる。 ③的確な施設把握の効率化が図れている。 ④的確な施設把握及び管理栄養士配置に対する給食施設管理者の理解を深めている。
連携・地域への拡がり	大阪府下統一した栄養管理指針により、情報の共有化を図るとともに、大阪府下の給食施設の給食運営・栄養管理の充実が図れる。また、研修会での事例紹介等により広域的に他施設の状況を参考にすることが可能となり、食環境整備の向上に寄与している。
課題	平成20年度からの医療制度改革により、特定給食施設においても喫食者一人ひとりの健康状態に配慮した栄養管理や情報提供がより一層求められるので、嗜好や味覚を満足させ、健康づくりを推進するために、多様性のある給食が提供されるよう支援することが課題である。
その他	今後、特定給食関係届出及び報告書の提出等について、電子化への取り組みが必要
工夫した点	対象施設に年1回実施する巡回指導については、保健所管理栄養士11人が従事するため、指導基準やレベルを合わせる事が重要である。特に栄養ケアマネジメントをはじめとする新しい指導業務においては、チェックリストの使用や事前の勉強会等で認識の共有化を図り、指導にあたった。

キーワード： 給食施設が喫食者の健康・栄養管理を積極的に担っていく場として機能するために

事業名	淡路圏域給食施設ネットワーク構築事業 ～給食施設協議会組織合併の取り組み～	事業区分：7) 特定給食
		事業タイプ：3) ポピュレーション・ハイリスク融合型事業

実施期間	平成17年度～現在
実施主体	淡路ブロック給食施設協議会
人口規模	146,539人（兵庫県推計人口平成20年6月1日現在）
所在地	兵庫県洲本市塩屋2-4-5



淡路ブロック給食施設協議会設立総会

目的	淡路島内給食施設相互の連絡と協力を密にし、給食業務の研究、改善及び管理の向上を図るとともに、食中毒発生や災害発生時等における相互支援体制を構築することにより、安全かつ確実に食事を提供し、もって給食施設の発展と向上及び喫食者の健康増進に寄与することを目的とする。
実態把握	兵庫県では、阪神淡路大震災時、給食施設への食事支援が困難であったことから、平成9年度県下25保健所単位で給食の相互支援を目的とした給食施設協議会を設立し、淡路圏域においても3給食施設協議会が設立され、保健所は各給食施設協議会事務局を担うこととなった。 以後、淡路圏域では3給食施設協議会毎の活動をベースにしながら、圏域単位の連絡調整会議や事業の実施、借り上げバス利用による合同研修等により連携を深めた。 また、食数の多い大規模病院への給食支援体制整備に圏域をあげて取り組んだ。さらに近年多発する災害事例を受けて、広域災害時における圏域レベルの相互支援体制の必要性が高まった。 これらを背景として、平成17年度保健所の業務集約により事務局が一本化し従来同様の関わりが難しくなったことを契機に、3給食施設協議会の組織合併の気運が高まった。
目標	①淡路圏域内給食施設の連携強化 ②広域災害時における相互支援体制の整備
評価項目 評価指標 評価手法 (評価手段)	①淡路圏域内給食施設の連携強化 ・3給食施設協議会による新組織体制、活動内容の検討 ②広域災害時における相互支援体制の整備 ・淡路圏域相互支援マニュアルの作成、訓練の実施 ・淡路県民局及び各市の防災課との連携
対象	淡路ブロック給食施設協議会会員施設 133施設（淡路圏域内給食施設 146施設） ※平成20年6月末現在 内訳：第1部会(病院・老人福祉施設・社会福祉施設) 45 第2部会(保育所・学校) 67 第3部会(事業所等) 21
内容	平成18年度・合併検討委員会の開催(4回) ・合併検討アンケートの実施(対象：全会員施設) 平成19年度・設立準備委員会の開催(2回) ・3給食施設協議会の発展的解散総会と淡路ブロック給食施設協議会の設立総会
成果	①組織合併を機に、組織の目的、活動内容等を見直すことができた。 ・組織合併に向けた各種委員会を密に行い、各組織の意向をふまえながら新組織の在り方について検討した。 ・全会員施設へのアンケート調査により新組織体制への意見を把握し、各種委員会における検討に生かした。 ②淡路県民局及び各市の防災課とも連携し、広域災害時における相互支援体制整備の足がかりを築いた。 平成18年度・各市防災計画「食糧の供給」等の項目へ給食施設協議会の相互支援ネットワークが記載された。 平成19年度・淡路県民局及び各市防災課を研修会講師として招き、淡路島内の災害について理解を深めた。
連携・地域への広がり	平成19年度・参与・顧問として淡路県民局及び各市の関係部・課(会員施設関係、防災関係)の長に就任いただき、会への理解や協力を得やすい体制とした。 ・新組織設立を契機に未加入施設へも入会を呼びかけた。 平成20年度・賛助会員制度を設け、食品業者と連携しながら災害時備蓄品の情報収集や相互支援体制整備を図れるようにした。
課題	・平成19年度の組織合併後1年が経過した。昨年度の活動を見直しつつ組織体制の整備や活動の充実を図る。 また、組織が広域となったため会員減少や活動が停滞しないよう、事業担当や研修会場を地区輪番制とする等、会員が活動へ参加しやすい配慮が必要である。 ・広域災害時における相互支援体制について、旧3給食施設協議会のマニュアルを基に淡路圏域のマニュアルを整備すること。また、訓練については市防災訓練との連携を図る必要がある。
その他	健康危機管理の一環である、給食施設における災害時における相互支援体制整備について、保健所栄養士は食品衛生部門と連携した指導、県及び市防災部門等との連携体制づくりへの支援を行っている。

工夫した点	組織合併に向けて、旧協議会役員による各種委員会、全会員施設へのアンケート調査等により、旧協議会や会員施設の意向を共有しながら新組織の在り方を検討した。
-------	---

キーワード：給食施設の連携強化 広域災害時における相互支援体制